

# 日本眼科医会 「学校における色覚についての対応」指針

平成 28 年 4 月 1 日

平成 14 年学校保健法施行規則一部改正の通知で色覚検査が必須項目から削除され全国の多くの小学校で色覚検査が行われなくなり、自身の色覚異常の特性を知らないで不利益を受ける事例が当会の調査で分かった。このような状況下、平成 26 年 4 月 30 日に文部科学省から学校保健安全法施行規則の一部改正等についての通知が発出され、学校における色覚検査が適正に実施できるよう体制を整えることなどが留意事項として明記された（巻末資料 49 ページ参照）。特にこれまで希望者への色覚検査を実施していなかった学校においては、学校医、教育委員会と連携の上、適切に対応することが望まれる。養護教諭等が学校における色覚検査について正確な知識を持つことが重要である。学校での色覚の対応は児童生徒等の健康診断マニュアル（以下マニュアル）37～40 ページに掲載され、学校関係者に周知されている。希望者に学校で適切に色覚検査が実施できるよう眼科学校医は学校関係者に指導することが望まれる。

**目的** 色覚検査を通じて児童生徒が自身の色覚の特性を知るとともに、すべての教職員が色覚異常を正しく理解し、当該児童生徒が学校生活や進学・就職等で不利益を受けないような環境を整えることである。日本眼科医会では図 1 のような方法を推奨している。

## 色覚検査のすすめ方（日本眼科医会推奨）

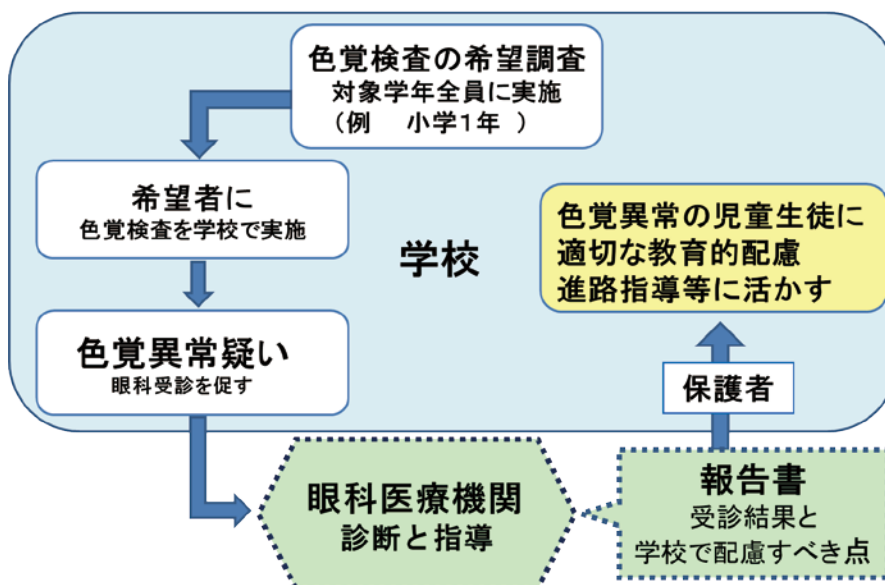


図 1

### 1) 希望調査

平成 26 年度の文部科学省局長通知においては保護者への色覚および検査の周知を図るとともに、検査を希望する者にはこれを実施する旨の内容が留意事項として記載された。保護者に色覚の周知を進めるには、学校で配布される保健だより、PTA 会合等での周知また保健調査票の活用など様々な場面が挙げられるが、色覚検査の説明及び希望を尋ねる「色覚検査希望調査票」の活用がより効果的である。本通知にそって希望調査票例を作成した（11 ページ参照；マニュアル 39 ページの希望調査票を一部修正）ので活用いただきたい。なお、日本眼科医会では希望調査を活用する対象学年を①小学校低学年（例：小学 1 年）、②中学 1 年を推奨しているが、任意検査であるため実施時期や実施学年は各地域の状況を鑑み、教育委員会・医師会等と連携の上、適切に実施されたい。また目前に進路選択が迫っている高校生にも希望する場合や必要と思われる場合は適宜希望調査を実施されればよいであろう。実施時期についても任意検査であるため 6 月 30 日までに完了する必要はなく、学校の状況に応じ実施しやすい時期に検査すればよいであろう。

### 2) 学校での色覚検査の実際 ⇒ 13 ページ参照

### 3) 事後措置

色覚異常の疑いのある場合は、検査結果の通知に関してもプライバシーを十分に配慮し、精査のため眼科医療機関への受診を勧める（12 ページ参照；マニュアル 40 ページにも掲載）。医療機関での結果が学校生活や進学就職指導に活用されることが望ましい。但し医療機関での診断結果は保護者を通じて学校に報告されるべきものであり、報告するかどうかの判断は保護者に委ねること、そして情報の取り扱いに配慮すべきことは言うまでもない。

色覚異常の児童生徒が、学校生活や進学・就職等で不利益を受けることがないように学校の教職員等は色覚に対する理解や配慮が求められる。学校での「色のバリアフリー」の推進も大切である（日本学校保健会ポータルサイト色覚コーナー・学校での色覚に関する資料集等を参照のこと）

色覚検査のため眼科受診した児童生徒に対しては適切な診断及び細やかな指導を実施することが求められる。当会平成 22 年度発行「小児に対する色覚一般診療の手引き」、平成 28 年度発行「色覚診療の手引き」、巻末「色覚パンフレット」（京都府眼科医会作成）などを参考のこと。

将来を担う児童生徒が色覚の特性のため学習や進路就職等にて不利益を受けないように眼科学校医をはじめ眼科医はしっかりと対応する責務があると思われる。

## 【色覚の検査の希望調査の例】

保護者 様

平成 年 月 日

〇〇市立〇〇〇学校  
校長 〇〇〇〇

## 色覚の検査について

先天色覚異常は男子の約 5% (20 人に 1 人)、女子の約 0.2% (500 人に 1 人) の割合にみられます。色が全く分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。

本人には自覚のない場合が多く、児童生徒等が検査を受けるまで、保護者もそのことに気付いていない場合が少なくありません。治療方法はありませんが、授業を受けるに当たり、また職業・進路選択に当たり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です。

本校では学校医と相談した結果、色覚異常の児童生徒等に配慮した指導ができるよう、希望者を対象にした色覚の検査を行うことにしました。検査結果は保護者にお知らせします。

以上を御理解いただき、申込書に御記入の上、月 日までに担任に御提出ください。

## 色覚の検査申込書

平成 年 月 日

〇〇〇学校長 様

## 色覚の検査を

希望します / 希望しません

(どちらかを○で囲んでください)

年 組

氏名

保護者名

印

(保護者通知文例)

平成 年 月 日

年 組 ○○○○  
保護者 様

〇〇市立〇〇〇学校  
校長 ○ ○ ○ ○

色覚の検査の結果について

先日実施いたしました色覚の検査の結果を次のようにお知らせします。  
いずれか該当する方に○がついています。

	今回の色覚の検査では問題はありませんでした。
	色覚異常の疑いがありましたので、眼科受診をお勧めします。

※ 受診の際は、保険証等のご持参をお願いします。

なお、眼科を受診された場合は、診断の結果に応じて学校生活や進路指導において配慮しますので報告書をご提出ください。

..... き り と り .....

報 告 書

平成 年 月 日

〇〇〇学校長 様

	学年	組	氏名	
診断の結果 異常なし ( )                      色覚異常です ( ) 指示事項等				

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

## 学校での色覚検査の実際（マニュアル 37～40 ページ参照）

### 1) 検査室・環境

プライバシーの保護を十分配慮する。

十分な明るさがある自然光の下で行う。ただし、直射日光を避け、北側の窓からの採光で午前10時から午後3時の間がよいとされている。

※ 自然光が十分な照度が得られない場合は、昼光色の蛍光灯を使用する。

### 2) 使用する色覚検査表について

色覚検査表は医学的に認められているものを使用してください。現在日本で入手できこれに該当する「石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版 14表」（図2）を推奨します。石原式の学校用色覚検査表 12表は現在廃版となっております。5年以上経過した古いものでは、検査結果に違いが見られることもあり、買い替えが望まれます。



図2

### 3) 検査の流れ（使用する色覚検査表使用方法を遵守すること）

児童生徒の目と色覚検査表の距離は、**およそ 75 cm** にしてください。近すぎると誤読することがあります。検査表と視線が垂直になるようにします。

眼鏡等を所持する者には装用させ、検査表の提示時間は3秒以内とし、次の表に移るようにしてください。なお時間内の訂正は可とします。検査は粛々と進めてください。

検査の途中、誤読や回答できない場合でも「これが読めないの?」「しっかりと答えなさい」など児童生徒に対して恥ずかしい気持ちを持たせないよう気を付けましょう。参考までに石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版の検査記録用紙を示します（表）。

### 4) 石原色覚検査表Ⅱ コンサイス版（14表）について

検査に使用する検査表は**数字表（第1表から第8表）** および**環状表（第14表から第11表）の12表を用います**。第9表・第10表（型判別の表）は使用しません。

（各表は検査表本体から取り外せますので、順序を変えたり、環状表の方向を変えて使用しても良いとされています。）

#### 第1表から第8表まで（数字表）

まず第1表から始め、第8表まで数字を読ませます。

第1表は誰でも読める表となっておりますが、第2表以降は色覚異常では誤読や読めないことが多いです。戸惑っているような場合などでは「もし数字が書いてあったら読んでね。数字のない表なら『ない』と見たまま答えればよいよ」と助言するなど安心させてあげてください。

#### 第14表から第11表について（環状表）

環状表では、切痕部（切れ目）のある位置を答えさせます。色覚検査表の一番末尾の**第14表**から始めてください。

①まず色覚検査表の**第14表**を見せます。第14表は色覚異常の有無にかかわらず正読できます。「輪に切れ目がありますか？ あれば切れ目の場所を教えてください」と説明します。

②続けて**第13表→第12表→第11表**と進めてください。

色覚検査表購入時には4表ともすべて12時の位置に切れ目があります（適宜向きを変えることも可能です）。

色覚異常では、以下のように見えたり、回答したりすることが多いです。

**第13表**では「切れ目が9時の位置」（または切れ目がない）、

**第12表**では「切れ目が6時の位置」（または切れ目がない）、

**第11表**では、「どこも切れ目がない」

また**第13表・第12表**では「2か所が切れている」と回答することもあります。

その場合は「どちらがはっきり見えますか？」と尋ね、よりはっきりと見える方を回答させてください。また「色が変わっているだけで切れていない」と答える場合などは「どちらかといえば切れているように見えるのはどこですか？」などと聞き直すともよいでしょう。

また環状表の切れ目を回答させる時、検査表を触らないように注意してください。

（※環状表の切れ目を筆で示させてもよい）

なお、色覚異常がなくても、検査の不慣れや心因性視覚障害などでも誤答することがあります。

## 5) 判定

使用する検査表に記載の判定法を遵守して下さい。

石原色覚検査表Ⅱコンサイス版（14表）では**第1表から第8表及び第14表から第11表の計12表のうち、誤読が2表以上であれば「色覚異常の疑い」と**します。

学校での色覚検査はスクリーニングです。診断はできません。

また児童生徒が検査に不慣れな場合や判定が難しい児童生徒等に対しては、後日に再検査を実施するのもよいでしょう。その場合には学校医と相談することもよいでしょう。

但し、学校での色覚検査はスクリーニングであり、「異常」と判定された場合でもあくまで「色覚異常の疑い」として扱うこと。

上記を踏まえ、色覚異常の児童生徒が学校生活や進学・就職等で不利益を受けることがないよう、教育委員会・学校医・学校が連携のうえ、正しい色覚検査が実施されることが望まれる。

表

検査記録表（学校用）（例）

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

石原色覚検査表Ⅱコンサイス版 14 表

検出表：まず第 1～8 表を、ついで 14～11 表を検査する

表	読み	正常	色覚異常で予想される読み
1		12	12
2		8	3 または ×
3		57	35 または ×
4		3	5 または ×
5		74	21 または 7
6		45	×
7		5	×
8		×	2
14		上	上
13		上	左
12		上	下
11		上	×

※ 表中の×は「読めない」、上下左右は環状表の切れ目の部位を指します

誤読数：( ) 表 誤読 2 表以上は色覚異常の疑いありとし、受診勧奨する

判定： 色覚異常の疑い ( あり ・ なし )

1. 学校でのスクリーニング検査では 9 表、10 表以外の上記 12 表を使用します
2. 14～11 表の環状表の読みについては、切れ目が 12 時の位置を想定したものです
3. 環状表で 2 か所の切れ目を答えればあいは、よりはっきりした切れ目の方を選択
4. 12 表中、誤読 1 表以下は異常なし、誤読 2 表以上で「色覚異常の疑い」とする
5. 検査時の注意点は児童生徒等の健康診断マニュアルを参考にすること